(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年11月に任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、起業者は、本件事業の施行に当たり低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしており、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。

また、起業者が平成26年11月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、チワラスボ及びツマグロキチョウ、準絶滅危惧として掲載されているトビハゼ、トノサマガエル、ギンイチモンジセセリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマイゾルテンナンショウ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ウスギモクセイ及びカワヂシャその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち２箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、引堤及び高水敷掘削案（以下「申請案」という。）並びに河道掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得及び移転対象物件が発生するものの、上下流を含め大規模な掘削が必要となる河道掘削案に対し、低水路については改変が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、掘削等の工事量が少なく施工規模が小さいことから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、鹿児島県知事を会長とする川内川改修促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県薩摩川内市役所

○国土交通省告示第五百三十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十において読み替えて準用する同法第四十一条第一項の規定に基づき、登録の申請があつた登録認機関の登録を行つたので、同法第四十五条の二第一項第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成二十八年三月十六日

二　登録番号　登録運搬方法確認機関第二号

三　登録運搬方法確認機関の氏名又は名称　株式会社放射線管理研究所

四　登録運搬方法確認機関の住所　東京都品川区東五反田二丁目二十番四号ＮＯＦ高輪ビル２Ｆ

五　運搬方法確認業務の内容　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項に定める運搬方法確認に関する業務

六　運搬方法確認業務を行う事業所の名称　株式会社放射線管理研究所

七　運搬方法確認業務を行う事業所の所在地　東京都品川区東五反田二丁目二十番四号ＮＯＦ高輪ビル２Ｆ

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

政官接触記録の作成等に関する法律案（大島敦外七名提出）

質問書提出

三月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問主意書（仲里利信提出）

特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

ノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問主意書（初鹿明博提出）

報告書受領

三月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）附則第八条第二項の規定に基づく平成二十七年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

二国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく平成二十七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

又同日人事院総裁一宮なほみから次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく平成二十七年官民人事交流に関する年次報告

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十五日衆議院から次の議案が送付された。

保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案（山尾志桜里外八名提出）（衆第二二号）